

法務局への名称（地区、公告方法）の変更登記の申請

組合の名称、地区又は公告の方法は、定款の絶対的記載事項であるから、総会（または総代会）の特別議決を経て行政庁の認可を受けなければ変更することはできない。

組合は、これらの事項を変更したときは、定款変更に関する行政庁の認可の日（認可の告知があった日「認可書が組合に到達した日〔以下同じ。〕」）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に名称、地区又は公告の方法の変更の登記を申請することを要する（組合法86、団体法5の23V、54）。

従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所所在地の登記簿抄本等を添付すれば足りる。

1. 変更期限 定款変更に関する行政庁の認可書が組合に到達した日から2週間以内
2. 作成部数 1部（法務局）
3. 提出書類（A4サイズ）
 - （1）総会議事録（原本または原本証明した写し）
 - （2）定款変更の認可書
 - （3）委任状（代表理事本人以外の方が申請する場合）
4. 作成上の注意点
様式集ダウンロードページの「作成上の注意点」を参照のこと
5. 根拠法

中小企業等協同組合法（第86条）

（変更の登記）

第86条 第83条第2項（『名称、地区、公告の方法』を含む）又は第4項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければならない。

6. 罰則その他

この法律に定める登記を怠ったとき、組合の発起人、役員又は清算人は、20万円以下の過料に処する。（中小企業等協同組合法第115条第2号）